

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	令和7年度建設業情報管理システム電算処理業務
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	支出負担行為担当官 中国地方整備局長 林 正道 (広島県広島市中区上八丁堀6-30)
契約締結日	令和7年4月1日
契約の相手方の 氏名及び住所	一般財団法人建設業情報管理センター (東京都中央区日本橋大伝馬町14番1号)
契約金額	金55,000円 (1ユーザID当たり・月額) ※消費税及び地方消費税相当額を含む。
予定価格	金55,000円 (1ユーザID当たり・月額) ※消費税及び地方消費税相当額を含む。
随意契約による こととした理由	別紙「随意契約理由書」のとおり
備考	単価契約 予定調達総額2,500,000円

随意契約理由書

1. 件 名 : 令和7年度建設業情報管理システム電算処理業務
2. 契約相手方名 : 一般財団法人建設業情報管理センター
3. 随意契約理由 :

本業務は、建設業に係る許可事務等を行う国土交通省（地方支分部局及び沖縄総合事務局を含む。）及び都道府県（以下「許可行政庁」という。）に設置される端末機から送信される建設業許可に係る新規・更新等のデータ及び経営事項審査に係るデータの処理に関するサービスの提供を受けるものである。

全国オンラインネットワーク化された建設業情報管理システム（以下「本システム」という。）を許可行政庁が利用することにより、建設業者間における技術者の名義貸し等の防止、建設業者の許可情報等の共有が図られ、建設業者に対する指導監督を適正に行うとともに、建設業許可事務等の厳正化・迅速化が可能となる。

本システムは、建設業者の情報等について、全国を通じて一元的なデータ収集・管理を行い、不良・不適格業者の排除に寄与すること等を目的として昭和62年に設立された一般財団法人建設業情報管理センターが開発・所有している。

また、これらの目的は、一つの許可行政庁が欠けても達成することができないため、全ての許可行政庁が同一システムを使用する必要があり、国土交通省及び47都道府県の合意により、本システムを構築し、以後、改良・管理・運営をおこなっているところである。

同センターは、本システムを所有し、かつ、本業務を遂行できる唯一の法人であり、本システムを全ての許可行政庁が使用しているところである。

以上の理由により、上記法人と会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号を適用し、随意契約を行うものである。